

令和6年度以降の広島市公民館学習会の実施方針案について

1 経緯・現状

社会教育法では、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」（第20条）と定めている。

本市公民館は、上記の目的に加え、広島市公民館運営審議会の「学習成果をまちづくり活動につなげるための方策について（答申）」（平成18年3月）の趣旨を踏まえて、市民のまちづくりへの参画を促進し、個々の活動目的や活動レベルに応じた適切な支援を行うとともに、より多くの地域住民が関わるまちづくり活動へと発展させていく原動力となってきた。

平成26年度以降は、本市の公民館事業を展開する指針となる広島市公民館学習会実施方針に「1 地域社会の教育力の向上支援」、「2 社会の要請に対応した学習支援」、「3 学習成果の活用・まちづくり活動等の支援」という3つの柱を掲げて様々な分野の学習機会を提供し、それを通じて地域課題の解決やコミュニティの形成、地域資源の活用、団体等とのネットワークづくり、また、地域の担い手の育成につなげてきた。

そして、令和3年度以降は、第6次広島市基本計画（令和2年6月）で定めた「多様な学びのための環境づくり」や「地域や社会の課題解決に貢献する学習機会の提供とその充実」、「学びの成果を発表・活用できる機会や場の提供」を基本とし、国からの答申等を踏まえた上で本市公民館学習会の実施方針を策定して、その方針や事業体系に基づいて公民館学習会を計画・実施している。

今日、少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの希薄化などの社会問題に加え、人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来を見据え、社会が急激に複雑多様化する予測困難な現代社会において、社会教育・生涯学習には従来の役割のみならず新たな役割も求められている。

そこで、社会教育・生涯学習を推進する上で必要と考えられる本市公民館の役割を示し、令和6年度以降の公民館学習会の実施方針について、これまでの経緯や社会情勢の変化等を踏まえて取り組むべき事業の方針を整理し作成する。

2 広島市公民館における課題（社会教育・生涯学習を推進する上で取り組むべき課題を踏まえて）

(1) 多様な市民が学び続けることができる環境づくり

人生100年時代や超スマート社会（Society5.0）の到来を見据え、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組が必要である。

現在、公民館利用者の固定化や高齢化などにより活動が活性化されず、活動の継続が困難となっている場合も見受けられる。

そこで、幅広い世代の多様な市民が公民館に親しみ、学習を通じて自己実現を図ることができるよう、高齢者や女性、若者、障害者など多様な市民が生涯にわたり、その価値観やライフスタイル、意欲、ニーズ、社会環境の変化に応じて、新たな知識や技能を学び続け、あるいは必要なときに学び直すことができる環境づくりを進める必要がある。

(2) 課題解決のための活動につなげる学びの環境づくり

少子高齢化や生活環境の変化などの影響により地域を支える人材不足や地域コミュニティの希薄化が懸念されていることを受け、本市では令和4年2月に「広島市地域コミュニティ活

性化ビジョン」を策定し、市民主体のまちづくりを支援することとしている。

公民館では、地域が抱える課題や地域住民のニーズに応じた事業や学習会を企画・実施し、学びの成果を地域や社会の課題解決のための活動につなげる学習機会の提供や新たな担い手の育成につながる環境づくりを進める必要がある。

(3) 学びの成果の活用

継続的に地域コミュニティを支えるためにも、学びの成果を発表・活用できる機会や場を提供し、生涯学習の成果を市民主体のまちづくりに活用できるような取組を促進する必要がある。

(4) 市民のデジタルリテラシーの向上

デジタル技術を活用し、人々の生活や世の中の仕組みを良い方向に変革するデジタルトランスフォーメーション（「DX」）が急速に進展している中、デジタル社会の利点を最大限活用できるようデジタル社会へ対応するため、デジタルデバйд解消を含め、市民のデジタルリテラシーの向上が必要である。

公民館ではICT活用能力を向上するための学習会を通じて、市民のデジタルリテラシーの向上に取り組む必要がある。また、講座やSNS、動画配信サービス等を利用するなど、デジタル技術を活用した取組により、より多くの市民が公民館事業に興味・関心を持ち、講座等に参加する方策についても検討を進める必要がある。

3 広島市公民館の役割

地域コミュニティを維持し、持続的に発展させるため、「学習の拠点」「まちづくりの拠点」として、「ヒト（公民館職員等）」「モノ（社会教育を基盤として地域コミュニティの活動の促進を図る施設）」「コト（事業・活動）」により市民主体のまちづくり等を支援する。

○ 多様な「まなび」と「つどい」の場の提供

誰一人として取り残すことなく、地域住民が公民館に集い学ぶことができるよう、それぞれに必要な知識等を習得する学習機会（「まなび」）や、住民同士がつながるきっかけとなる「つどい」の場を提供する。

○ 市民主体のまちづくりへの支援

「社会教育」を土台として、公民館での学習活動の成果を生かし、まちづくり活動などに携わる人材へと市民を育成する。育成した人材を組織化すること等により、まちづくり活動等へつなげていく。

○ 市民の主体的参画による持続可能なまちづくりへの貢献

市民が地域コミュニティの将来像を共有し、その実現のために解決すべき地域課題と対応について学習し、その学習成果を地域づくりの実践につなげる「学びと活動」を促進する。

公民館職員は、公民館に集った市民の組織化を援助する能力や、個人と地域団体等とのコーディネート力（個人と団体、団体と団体を結びつける能力）を有しており、地域課題を見つけるための学習プログラムを作成するとともに、学習者を組織化し活動につなげる役割を担っている。

4 公民館事業の目標（生涯にわたり学習し活躍できる環境づくりの推進に向けて）

- ① 多様な市民が学ぶことができ、あるいは学び直すことのできる環境づくりを目指す。
- ② 地域や社会の課題解決を住民が主体的に担うことのできる力を身に付けるための学習機会を提供し、その充実を目指す。
- ③ 学びの成果を発表・活用できる機会や場を提供し、生涯学習の成果の活用を促進する。
- ④ 市民がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル社会の利点を生かすことができるよう、ICTの技術を活用した学習機会を提供し、その充実を目指す。

5 公民館事業の方針について

(1) 地域社会の多様な学びのための環境づくり

公民館における多様な学習機会の提供とその充実や、市民向け教養講座の実施など、多様な市民が学ぶことができ、あるいは学び直すことのできる環境づくりを推進する。

(2) 地域や社会の課題解決に貢献する学習機会の提供とその充実

NPOや大学、企業等の多様な主体との連携・協働による現代的・社会的な課題に関する講座の実施など、地域や社会の課題解決を住民が主体的に担うことのできる力を身に付けるための学習機会の提供とその充実に取り組む。

(3) 学びの成果を発表・活用できる機会や場の提供

公民館における学習成果発表事業の実施や、市民やNPO、企業等との協働による学習成果を活用した各種事業の企画・実施など、学びの成果を発表・活用できる機会や場の提供に取り組む。

(4) ICTの技術を活用した学習機会の提供とその充実

デジタル社会の利点を最大限活用できるようにするため、ICTの技術を活用した事業を通じて、情報格差の解消を図るとともに市民のデジタルリテラシーの向上を図る。また、多様な交流や人と人とのつながりを広げる可能性があることから、「オンラインによる学び」を「対面による学び」と組み合わせるなど、オンライン事業の充実を図る。

6 公民館学習会の実施方針について（公民館事業の方針を踏まえた取組・事業体系）【別紙1 参照】

生涯にわたり学習し活躍できる環境づくりの推進に向けて、市民が自ら学び、学んだことを生かして地域や社会で活躍できるよう、市民の生涯学習活動の促進を図る。

次の8つの内容に係る事業（下線）は、全市で取り組む必要がある課題の学習事業として、全館で実施し、評価と課題を次年度へ継承するよう努める。

(1) 地域社会の多様な学びのための環境づくり

誰もが活動に参加できる地域拠点として、地域を取り巻く教育環境に応じて対応できるように配慮する。

- ☐ 家庭教育講座の充実 <地域における子育て環境の充実>
- ☐ 子育て支援事業 <地域における子育て環境の充実>
- ☐ 社会参画活動の推進事業 <青少年の健全な心身の育成と社会性のかん養>
- ☐ 学習・体験活動の推進 <青少年の健全な心身の育成と社会性のかん養>
- ☐ 社会教育関係団体・グループの活動支援

(2) 地域や社会の課題解決に貢献する学習機会の提供とその充実

地域住民が主体的に広島市行政・地域社会の課題解決を担うことができるようにするための学習を支援するよう配慮する。

- ☐ 男女共同参画社会形成のための事業
- ☐ 少子・高齢社会に対応した事業
- ☐ 平和教育・平和文化の振興
- ☐ 国際理解・国際交流
- ☐ 環境問題解決のための事業
- ☐ 安全・安心の確保のための事業
- ☐ その他の課題解決

(3) 学びの成果を発表・活用できる機会や場の提供

「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向け、「学びへの参加のきっかけづくりの推進とその学びをまちづくり活動に生かす取り組みの推進」、「多様な主体との連携・協働の推進」、「多様な人材の幅広い活躍の促進」に取り組む。

- ☐ 学習成果の活用支援
- ☐ まちづくり活動等の支援

(4) ICTの技術を活用した学習機会の提供

ICTの技術を活用した事業を通じて、情報格差の解消を図るとともに市民のデジタルリテラシーの向上を図る。

- ☐ ICTの活用のための事業